平成２２年（フ）第２１号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1471番地の６
債務者　山田　直子
１　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２１５２号
愛知県愛西市南河田町高台20番地
債務者　後藤　和彦
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８０８号
名古屋市中川区中須町339番地
債務者　飯干　誠也
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８０９号
名古屋市中川区中須町339番地
債務者　飯干優美子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５５号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字粉諸2292番地の３
債務者　安藤　葉子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７２号
名古屋市港区野跡２丁目５番４―1204号　シティファミリー鴨浦
債務者　田中　秀章
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７３号
名古屋市港区野跡２丁目５番４―1204号　シティファミリー鴨浦
債務者　田中　　静
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６５号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字新田前869番地ハミングバード202号
債務者　長岡　利行
１　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４８９号
愛知県豊田市栄生町４丁目39番地10
債務者　李　　正旭
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９２号
愛知県岡崎市日名南町14番地11　アベニュー日名公園403
債務者　藤井　糸路
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
岡山県倉敷市平田615番地　社宅201
債務者　守安　結香（旧姓三品）
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
岡山県浅口市金光町占見474番地３
債務者　岩坂　兼利
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８４６号
札幌市手稲区富丘３条４丁目11番３―205号
債務者　堺　ちひろ（旧姓坂野）
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９９１号
札幌市北区北38条西７丁目１番１号　サンシャイン麻生101号
債務者　堀込由香里
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３００８号
札幌市東区北37条東14丁目１番30号　ルーブル壱番館403号
債務者　有馬　章洋
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３８号
北海道江別市野幌東町３番地の22　グレートヒル野幌駅前504号室
債務者　按田　雄介
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１７５号
札幌市白石区栄通12丁目１番12号　イーストコート栄通101号
債務者　遠藤　昌代（旧姓東川・多田）
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２４９号
北海道北広島市美沢３丁目13番地２　正栄ビル312号
債務者　齊藤　淳一
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部